

質問第46号 参議院議員中西健治議員「難民認定申請に関する質問主意書」（2015年2月26日）

答弁書第46号 参議院議員中西健治君提出難民認定申請に関する質問に対する答弁書
(2015年3月6日)

平成25年における我が国の難民庇護の状況は、難民認定申請数3,260人、難民の認定をしない処分に対する異議申立て数2,408人である一方、難民と認定した者が6人、人道的な配慮が必要なものとして在留を認めた者が151人というものである。

これに対して、平成24年における諸外国の難民認定数は、米国25,268人、英国8,727人、ドイツ8,764人、フランス3,131人である。諸外国と比べて少ない我が国の難民認定数に対して、我が国の難民認定手続の公平性・透明性に問題があるのではないかと指摘がなされている（平成26年12月第6次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」（以下「検討結果」という。）2頁）。

他方で、我が国の難民認定申請数は、平成17年には384人であったものが、平成26年には暫定で5,000人（読売新聞平成27年2月4日付け朝刊）と、9年で13倍近くに急激に増加している。

なかでも、申請時に正規の在留資格を有する者からの申請の増加が特に顕著に認められており、平成17年には109人であったものが、平成26年は11月末時点において約3,700人と急激な伸びを見せている（検討結果5頁）。

この背景には、「平成22年3月に、正規在留者である申請者に対し、申請から6か月が経過すれば、申請中は就労活動が可能な在留資格を一律に付与する取扱いとしたことが一因としてあり、（中略）一回の審査期間が異議審を含めて3年程度かかる現状では、申請さえ続ければ、長期間日本で就労が可能であると受け止める申請者が相当数存在する。」との指摘がなされている（検討結果12頁）。

平成26年11月には、この制度を逆手に取り、来日したネパール人100人程度に難民認定の偽装申請を指南し就労させていたとして、ネパール人のブローカーが出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）容疑で摘発されていたことが明らかとなった（読売新聞平成27年2月4日付け朝刊）。

難民の受入れは、国際社会における我が国の重要な責務であり、真の難民を確実に庇護するために、制度・運用の見直しを含めた様々な取組を推進することが必要である。

そこで、以下質問する。

- 1 法務大臣による「難民である旨の認定」（出入国管理及び難民認定法第61条の2第1項）は、覇束行為か。

1について

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第61条の2第1項に定める難民の認定は、難民の地位に関する条約(昭和56年条約第21号。以下「難民条約」という。)第1条の規定又は難民の地位に関する議定書(昭和57年条約第1号)第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民の要件を具備していることを有権的に確定する行為であり、入管法第61条の2第1項の規定は、当該要件を満たすと認められる外国人については、難民の認定をすべきことを定めたものと解している。

- 2 難民の要件である「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」(難民の地位に関する条約第条Aの意義をいかに解するか、政府の見解を明らかにされたい。

2について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが難民条約第1条A(2)の人種宗教国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」は、難民条約の適用を受ける難民の要件の一つを定めているものと理解している。

- 3 諸外国と比較して我が国の難民認定者数が少ない原因をいかに分析しているか、政府の見解を明らかにされたい。

3について

我が国の難民認定者数は、難民認定申請をした外国人について、入管法の規定に基づき、難民条約の適用を受ける難民に該当するか否かを個別に判断した結果である。

- 4 いかなる基準で、難民と認定しないものの人道的な配慮が必要な者として在留を認めているのか、政府の見解を明らかにされたい。

4について

難民の認定をしない処分をされた外国人について人道的な観点から在留を特別に許可すべき事情があるか否かを判断するに当たっては、個々の外国人ごとに、諸般の事情を総合的に勘案しているところである。

- 5 政府は、難民認定申請数の急増の一因と指摘されている難民認定申請中の者に対する就労許可の在り方を見直すつもりはあるか。仮に見直す場合、いかなる在り方を模索するのか、政府の見解を明らかにされたい。

- 6 政府は、難民認定申請数の急増の一因と指摘されている審査期間(異議審を含めて3年程度)の迅速化に取り組む意思はあるか。仮に迅速化に取り組むとした場合、どのくらいの期間を目標とするか。また、いかにして迅速化を図るのか、政府の見解を明らかにされたい。

5及び6について

難民認定手続については、法務大臣の下で開催された「第6次出入国管理政策懇談会」及び「難

民認定制度に関する専門部会」の報告書の内容を踏まえ、手続全体の公平性、透明性の向上を図りつつ、真に庇護されるべき者を迅速かつ確実に認定するための手続を構築するため、御指摘の点を含め、鋭意検討を行っているところである。

右質問する。

[了]